

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高松市塩江町土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成20年9月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 退任した役員

役員の 種類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	黒川 裕文	高松市塩江町安原下第2号827番地	平成19年6月30日
〃	藤澤 義夫	〃 〃 上西乙952番地	平成19年7月30日

2 就任した役員

役員の 種類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	黒川 守	高松市塩江町安原下第2号634番地	平成20年3月29日
〃	藤村 和美	〃 〃 上西乙852番地	〃